第８回（令和３年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和３年８月 10 日開催

令和３年第８回野洲市農業委員会総会議事録

令和３年８月１０日午前９時３０分より野洲市総合防災センター２階研修室において、令和３年第８回野洲市農業委員会総会を開催する。

１．出席委員　下記のとおり

１番	清水　稔
３番	坂口　茂
５番	島村　平治
６番	北脇　広美
７番	苗村　善明
９番	東郷　恵子
１０番	石塚　健一
１２番	有馬　和夫
１３番	安田　健一
１４番	市木　和雄
１５番	飯田　百合子
１６番	白井　嘉嗣
１７番	前田美幸枝
１９番	岩井　正男
２０番	吉川　久和
２１番	青木　徹
２２番	藤岡いづみ
２３番	田中　靖志
２４番	小森　正人
２５番	井狩　憲一
２６番	武浪　勘治

欠　席

２番	小森　貴夫
４番	辻川　清太郎
８番	辻　清子
１１番	森　恒仁
１８番	杉江　保彦

会議に参与したる職員

農業委員会事務局長	西村　拓巳
事務局次長	小松　美進

主　幹　　　　　竹中　宏

議　長　　みなさま、ごくろうさまです。

総会に入ります前に、今月の19日月曜日の滋賀県農業会議主催による「農地利用最適化に係る研修会」が開催され、本研修会において新たな「農地利用の最適化」について話がありました。その中身は新たな取り組みを行うのではなく、従来の取り組みに対して深く掘り下げていくとの内容でした。具体的には地域での声掛けに始まり、日常的な地域内農地の観察や地域での話し合いに積極的に加わり地域内を把握していく、また、農地中間管理機構の要請に応じて情報提供をお願いしたいとのことでした。そのため農業委員さんの担当区域と連絡先を提供していただきたいとの要望がありました。

なお、必要に応じてということですので、毎回かならず連絡があるという訳ではないことを申し添えさせていただきます。この場をお借りして機構に皆さんの連絡先を教えることに対してご了承をいただきますようお願いします。

本日は総会終了後、「相続税・贈与税の納税猶予について」の研修を終了後、「野洲市農業施策に関する意見書」に係るグループ討議を実施いたしますので、総会につきまして、議事が短時間に、スムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は２１名であります。

欠席は、２番　小森貴夫委員、４番　辻川清太郎委員、８番　辻清子委員、１１番　森恒仁委員、１８番　杉江保彦委員です。

よって、本総会が成立（出席者が過半数）いたしました。ただいまから令和３年第８回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。

第３番　坂口茂委員、５番　島村平治委員を指名いたします。

日程第２、会期の決定について、本会期は、本日１日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３、議第２８号から議第２９号を上程します。

議第２８号　農地法第３条第１項の規定による申請について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長　議案書の１ページをご覧下さい。

「議第 28 号　農地法第３条第１項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、３件であります。

１件目は、永原●●●●番の田 423.00 ㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書４ページをご覧下さい。

別紙１の添付資料の１をご覧下さい。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第３条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

２件目は、永原●●●●番の田 347.00 ㎡及び同字の田 850 番の田 155.00 ㎡の２筆について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書４ページをご覧下さい。

別紙１の添付資料の２をご覧下さい。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第３条調査の結果は先ほど説明したとおり問題はありません。

３件目は、井口●●●●番の畑地 327.00 ㎡及び●●●●番の畑地 596.00 ㎡の２筆について、●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書５ページをご覧下さい。

別紙１の添付資料の３をご覧下さい。

譲受人の●●●●氏に関する農地法第３条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

議　長　続きまして、意見委員の説明をいたします。

第１番　清水委員、２件続けてお願いします。

清水委員　この土地は、●●●●さん隣にある土地で、今迄から維持管理のための草刈りというか耕作放棄地なので、今回、●●●●さんが経営拡大のため購入されることに決まり申請されるものです。

議　長　続きまして、17 番　前田委員お願いします。

前田委員　　●●●●さんは●●●●の方ですが、土地の所在地は井口で畑作を長年されています。この場所は、旧野洲川沿いに畑が広がっています。今回、●●●●さんのお父さんが畑をされていましたが、●●●●さんが畑をやりたいということで探しておられたところ、隣の●●●●さんの畑で交渉がまとまり売買となりました。

議　長　　説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

（挙手なし）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第２８号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第２８号について賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。

よって議第２８号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして議第２９号農地法第５条第１項の規定による申請について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長　　議案書の２ページをご覧下さい。

「議第 29 号　農地法第５条第１項の規定による申請について」をご説明いたします。

案件は、１件であります。

大篠原●●●●番の現況地目雑種地の田 1,173.00 ㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、露天駐車場に転用するため売買により所有権移転されるものです。なお、当該土地は、以前から雑種地となっていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書６ページをご覧下さい。

別紙２の添付資料の１をご覧下さい。当該申請に係る農地法第５条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第２種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、同社はリネンサプライ業を営んでおられ、事業規模の拡大に伴い従業員を増員したため、駐車場が不足する状態であることから、現在敷地内に駐車している配送用トラックの駐車場用地として使用される計画です。なお、隣接する●●●●番他７筆を先行して配送用トラックの駐車場用地として利用されており、追加で整備されることとなります。当該土地の整備に当たっては、申請

地全面を盛土され、雨水配水は、塩ビ管を用いて集水し申請地北側の水路へ放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。なお、申請地に隣接する農地はありません。

議　長　　続きまして、意見委員の説明をいたします。
第１３番　安田　委員　お願いします。

安田委員　　露天駐車場を整備されるもので、この近くに会社の事務所がありまして、雨水等の越水の恐れがあり、集水桝を設置し塩ビ管で集水し隣接の水路に排水される計画です。

議　長　　説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

（挙手なし）

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第２９号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第２９号について賛成の方は挙手をお願いします。
全員挙手と認めます。
よって議第２９号は議案どおりと決定いたしました。
以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第４報告案件にはいります。
報告第 10 号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、を報告します。
事務局の報告を求めます。

事務局長　　議案書の３ページをご覧下さい。
報告第 10 号　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について
「報告第 10 号農地法第５条第１項第７号の規定による届出について」ご説明をいたします。
案件は１件です。
市三宅●●●●番他２筆の計 707 ㎡の畑地について、譲渡人の●●●●氏が譲受人の●●●●氏に、資材置場として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書７ページをご覧下さい。

議　長　　説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

（挙手なし）

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和３年第８回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会　午前９時４９分